**金沢市建設工事請負契約約款第25条第１項（全体スライド）の増額となる場合の申請手続き等について**

１　請負代金額の変更協議の請求（様式１）  
　　受注者は、全体スライド条項の適用による請負代金額の変更について、様式１により協議を請求する。（以下、協議の請求を受けた日を「請求日」とする。）  
  
２　基準日の設定（様式２）  
　　発注者は、１の協議に基づく基準日を設定し、受注者に通知する。  
  
３　協議開始日の通知（様式３）  
　　発注者は、請求日から７日以内に、作業量等を勘案し、受注者の意見を聴く等して協議開始日を設定し通知する。  
　７日以内に協議が整わない場合は、受注者が協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。（契約書第25条第8項）  
  
４　出来形部分確認の協議（様式４）  
　　発注者は、受注者と協議し、請求日から14日以内に請求時の出来形部分の確認を行う。  
  
５　出来形部分確認（様式５－１，５－２）  
(1) 受注者は、工事報告（様式５－２）を提出し、発注者は、工事報告に基づき出来形数量を確認する。  
(2) 変更契約を行っていないが、先行指示されている設計量についても、スライド対象とする。  
(3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。  
(4) 出来高数量の確認は、様式５－１に発注者、受注者双方が記名押印して行う。  
  
６　スライド額の協議（様式６－１，６－２，６－３）  
　　受注者は、５により確認した請求時の出来形部分に基づく残工事量等からスライド額を算定し、３により通知した協議開始日に発注者に協議する。  
  
  
７　スライド額の確認（様式７）  
　　発注者は、６により協議されたスライド額について確認し、受注者と協議の上、スライド額を確定し受注者に通知する。  
  
８　契約変更（様式８）  
　　契約変更は、協議成立日をもって行うが、精算変更時点で行うことができるものとする。